平成２８年（フ）第１５８４号
北海道千歳市豊里２丁目８番５号　セリーヌＡ202号
債務者　佐藤　明徳
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５９３号
札幌市西区西町南13丁目２番25号　エルドラード西町Ⅲ一205号
債務者　小山田久美子（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５９９号
札幌市東区北41条東７丁目１番１号　クリスタルハイツＮ41一102号
債務者　田川　一政
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６１１号
札幌市東区北31条東18丁目４番10号　サンワイマンション１号
債務者　布施　光男
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６２３号
札幌市東区北21条東23丁目５番18一205号
債務者　廣部　　稔
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５９号
北海道川上郡弟子屈町泉１丁目８番３一４号
債務者　田中　美子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第５７１号
大阪府松原市岡５丁目１番38号
債務者　伊藤　隆之
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６８６号
大阪府藤井寺市小山２丁目８番２一606号
債務者　中峰　吉也
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６９９号
大阪府松原市西野々１丁目９番16一103号
債務者　加澤　清美（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
兵庫県篠山市住吉台33番地13
債務者　中川　吉彦
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第２５号
兵庫県篠山市吹上62番地３　１一105号
債務者　徳永こと　徳永　光典
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第１３０９号
福岡市南区大橋３丁目14番３一705号
債務者　南　　優美
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３１６号
福岡市博多区麦野１丁目４番10一202号
債務者　立野　　薫（旧姓湊崎・蕪崎）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１４号
盛岡市みたけ３丁目22番55号　コーポサンライズ201号
債務者　佐々木章倫
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２６７号
岩手県紫波郡紫波町平沢字長尾沢88番地54
債務者　玉山　睦子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１３３５号
名古屋市南区平子２丁目18番14号　レオパレス新瑞橋103号
債務者　早崎　英子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３４４号
愛知県小牧市大字北外山2937番地１　スターライトＭ103号
債務者　坂本　浩二
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部